

宇都宮市告示第 号

宇都宮市工場立地に係る視覚的な緑量確保の基準に関する要綱を次のとおり定め、平成28年4月1日から適用する。

平成28年4月1日

宇都宮市長 佐藤 栄一

### 宇都宮市工場立地に係る視覚的な緑量確保の基準に関する要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、宇都宮市工場立地に関する準則を定める条例（平成28年条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、特定工場が緑地を整備するに当たり、整備する緑地に関する事項を定め、質の高い緑地の形成を図ることにより、特定工場周辺の環境に配慮した工場立地を促進することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）の定めるところによる。

#### (適用対象者)

第3条 この要綱の適用を受ける者（以下「対象者」という。）は、条例第2条の規定により、緑地面積率又は環境施設面積率が法準則で定める割合より低い割合で当該緑地又は環境施設を整備する者とする。

#### (視覚的な緑量確保の基準)

第4条 対象者は、法第4条第1項第1号の緑地を整備するときは、次の各号に規定する事項に留意しなければならない。

- (1) 特定工場の周辺に住宅地、商業地その他の工業の用に供されていない土地（以下「住宅地等」という。）があるときは、当該住宅地等に面した当該特定工場の敷地内の周辺部に樹木（おおむね1.5メートル以上であるものをいう。）を配置すること、生産施設等の壁面を緑化すること又は当該特定工場の敷地の境界上の柵を緑化することにより、周辺環境に配慮した対策を行うこと。
- (2) 特定工場の周辺に住宅地等があるときであって、前号の規定による対策ができない場合は、特定工場が発する騒音、振動等が当該特定工場に隣接する土地に及ぼす影響

を減少させるための措置を講じ、又は工作物を設置すること等により、周辺環境に配慮した対策を行うこと。

(届出)

第5条 対象者は、法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出とともに、緑地等の整備に関する届出書を市長に届け出なければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。